

○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

環境大臣 望月 義夫

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則別表備考第一項」を「附則別表備考」に、「三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）」を「六年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
---------	----	------

一・四―ジオキサソ ミリグラム) リットルにつき	エチレンオキサイド製造業 エチレングリコール製造業	六
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>		

附 則

この省令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。